運 免 第 1 0 0 7 号令 和 3 年 2 月 5 日

運転免許課長

技能試験官の指定事務手続について

技能試験官の指定については、「技能試験官の指定事務手続について」(令和2年8月21日付け運免第474号。以下「旧通達」という。)により実施しているところであるが、この度、押印を廃止し、下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出をもって旧通達は廃止する。

記

#### 1 技能試験官の職務

技能試験官は、技能試験、身体障害者及び聴覚障害者に係る適性試験を実施するほか、技能試験官以外の者が実施する、身体障害者に係る適性検査に助言を与えるものとする。

#### 2 技能試験官候補者の推薦

当課に勤務する課長補佐、主幹及び八戸・弘前・むつ自動車運転免許試験場の場長は、 自身が担当する係又は各試験場に勤務する警察職員で、技能試験官として指定又は再指 定する必要がある者を、技能試験官候補者(以下「候補者」という。)として、別紙1 「技能試験官候補者調査表」を作成し、本職に推薦することとする。

### 3 候補者の教養

推薦された候補者に対しては、技能試験官の指定等に関する規程(昭和40年公安委員会規則第2号。以下「規程」という。)第3条の表に定められた教養を実施するため、本職が教養担当者と副教養担当者(以下「担当者」という。)を指名するものとする。

候補者は、担当者から受けた教養の状況を別紙2「教養簿」に記入し、担当者の確認 を受けて、本職に提出することとする。

#### 4 技能試験官の指定

技能試験官としての教養を修了した候補者は、別紙3「技能試験官名簿」に登載し、 規程の別記様式第1「指定書」を交付して技能試験官として指定するものとする。

#### 5 技能試験官の解除

技能試験官が規程第2条の資格要件を欠いたとき、長期療養又は心身の故障等により その任務を遂行できないと認めたとき、及び人事異動等により技能試験官の職務を行わ なくなったときは、規程の別記様式第2「指定解除通知書」を交付して指定を解除する こととする。

技能試験官の指定を解除した場合は、技能試験官名簿に解除の日、解除事由を記載するものとする。

## 6 技能試験官指定簿

技能試験官の指定・解除に係る技能試験官候補者調査表、教養簿、技能試験官名簿、指定書(写し)及び解除通知書(写し)は、技能試験官指定簿として編綴し、定められた期限まで担当係において保管することとする。

担当 運転免許課 試験·教習所係

技能試験	<b></b>	T <del>-1</del> >	<del></del>
		7山 —	
		$^{\circ}$	

				•			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	4 Hy.3 T				年	月	日作	<b>·</b> 成
ふ	りがな					生年月日		年	月	B	官	数		主幹	
氏	名					採用年月日		年	月	F	職		部補 査部長	主査主任	
1	系等	試験教習所係	企画係	免許係	行政処分係	講習係	高齢者等支援	縣 弘	前試験場	八戸	試験場	むつ試験	<b></b>		
経	験年数等	等 技能試験	険官と	して	の経験年	三数	年	(指定	<u> </u>		年	月	日)		
技	技能試験官専科入校の有無 あり ( 年) なし														
運	<b>运免許</b> 記	正の写し		表						惠	į Č				
	課		係	勤務	主な勤	h 敦 内 :	容  課				係	勤務	ナ ナ» #	動務内線	<b>办</b>
	- 味		/尔	年数	土な到	1/15/17/2	台 味				床	年数	土なま	<u> </u>	<u> </u>
勤															
務															
歴															
	- ht >>= t	h koko													
(そ)	の他資料	各等					備考二輪	· ì免許〕	取得	<u> </u>	年	月			
											•				

年 月 日							技能試験官候補者		
決裁	課長	調査官	課長補佐	主	幹	係	長		
		教	<b>養</b> 科 目			教養時間 (残時間)	担当者		
運転免許制度の教養								(	)
_	試験官の心	心構え				(	)		
般教養	運転免許事	事務の概要				(	)		
養	運転心理					(	)		
		Ë	<b>汁</b>			(			
	交通の方法 る事項	<b>去に関する</b> 教	<b>対則の内容 &amp;</b>	こなっ	てい			(	)
	自動車の構	<b>ち</b> 造及び取扱	及の方法			(	)		
基礎教養	自動車の第	安全な運転に	<b>二関する知</b> 記			(			
教養	試験官とし	ンて必要な <b>自</b>	目動車の運輸			(			
	運転試験に	こ関する法令	うなどの知識			(	)		
		Ë	<b>汁</b>					(	
	技能試験0	の実施に関す	片る実務					(	
_	自動車の遺	重転技能の評	平価方法に関			(	)		
般教養	自動車の遺	運転技能に関	<b>身</b> する採点力			(	)		
	試験実施基	<b>基準に関する</b>	5知識				(	)	
		i i	<b>:</b>  -				(		
合計								(	

# 技能試験官名簿

指定		被指定者		471 <b>7</b> 0 TE		
指定 番号	官職	氏	名	指定年月日	解除年月日	解除理由等
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						